

配偶者控除の見直しがあることをご存知ですか？

2018年1月から世帯主の所得から控除される《配偶者控除》（満額38万円）が適用される配偶者の所得の上限が103万円以下から150万円以下に引き上げられます。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、配偶者（世帯主に対する妻または夫）の年収が103万円以下（改正後は150万円以下）の場合、所得控除が受けられます。

控除対象となる配偶者の要件

配偶者控除対象となる人は、その年の12月31日現在で以下の4つの要件にすべて当てはまる必要があります。

- ・民法の規定による配偶者であること（内縁関係は不可）
- ・納税者と生計を一つにしていること。
- ・年間の合計所得金額が【38万円以下】であること（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）
- ・青色申告者の事業専従者として1年間一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと（例：個人事業主である夫から給料を受けている妻）

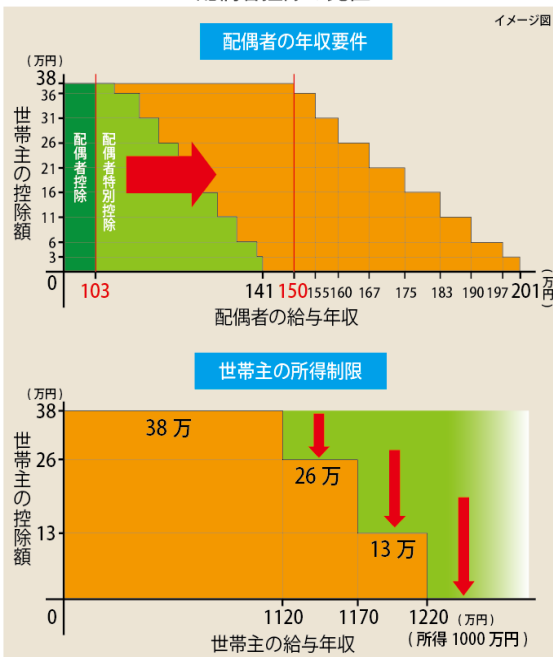
現在の配偶者控除の仕組み

・配偶者控除とは、収入の少ない配偶者がいる世帯主に課せられる税（住民税や所得税）において一定の金額を所得から控除することで税負担を軽減することです。例えば配偶者の年収が103万円以下であれば、世帯主に課せられる所得税の対象となる所得金額から満額の場合38万円が控除され、納める税金が安くなります。また、配偶者の年収が103万円を超えても、年収が103万円～141万円の間は「配偶者特別控除」という制度が適用され、世帯主所得への控除が段階的に受けられます。最終的に配偶者の年収が141万円を超えると控除は受けられません。

新制度配偶者控除の見直し

・配偶者の給与年収の面で今回の税制改正では配偶者特別控除の仕組みが拡充される形で改正が進み、これまでの満額の控除が適用される上限だった配偶者の年収が103万円が150万円に変更されました。また以前のように段階的に控除の金額が減額され最終的に控除が受けられなくなる配偶者の年収が141万円から201万円に変更されました。

配偶者控除の見直し



「103万円の壁」を超えたことで主婦が働きやすくなるといわれる中、いくつかの課題も見受けられるにやん。



配偶者手当の問題

企業の多くが、配偶者控除の適用基準（103万円）を基準に社員に対し配偶者手当の支給しています。この手当の方が所得税の負担が下がった分よりも大きい世帯も比較的多い、という問題です。控除の金額には段階的に金額が設定されていますが、企業の場合、配偶者の年収が103万円を超えた時点で手当がなくなるケースが多くなると思われます。

社会保険料の問題

企業の配偶者手当とは別に配偶者の社会保険料（年金と健康保険）の負担の問題があります。勤務する企業の規模によっては配偶者の年収が「106万円」あるいは「130万円」を超えると社会保険料を負担することになります。

株式会社M・I・G

住所：大阪市中央区博労町1-7-7中央博労町ビル401

TEL:06-6210-5564 FAX:06-6210-5569